

あま市第2次地域福祉計画の策定にあたって

1. 策定にあたって

あま市第2次地域福祉計画は、地域福祉の推進を図るため社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づいて策定するものです。

また、地域福祉活動の推進のため、あま市社会福祉協議会で策定する「あま市地域福祉活動計画」との整合を図ることとします。

■根拠法令・計画の性格

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法 (根拠)	社会福祉法第107条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間の活動・行動計画
計画の策定主体	住民等の参加を得て行政が策定	地域住民や各種団体が主体的に策定 (市町村社会福祉協議会)

あま市第2次地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進のために定める事項として以下の事項を計画に掲げます。

■地域福祉の推進のために定める事項

(地域福祉に関する事項)

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の促進
(情報提供・福祉サービス利用援助・苦情対応・福祉総合相談)
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
(圏域の設定とサービス基盤の整備、社会資源の有効活用、ケアマネジメント体制の充実など、人材育成)
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進
(ボランティア・NPO支援、コミュニティ活動の支援、新しい住民参加の福祉サービスや活動への投資など)

(参考) 社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

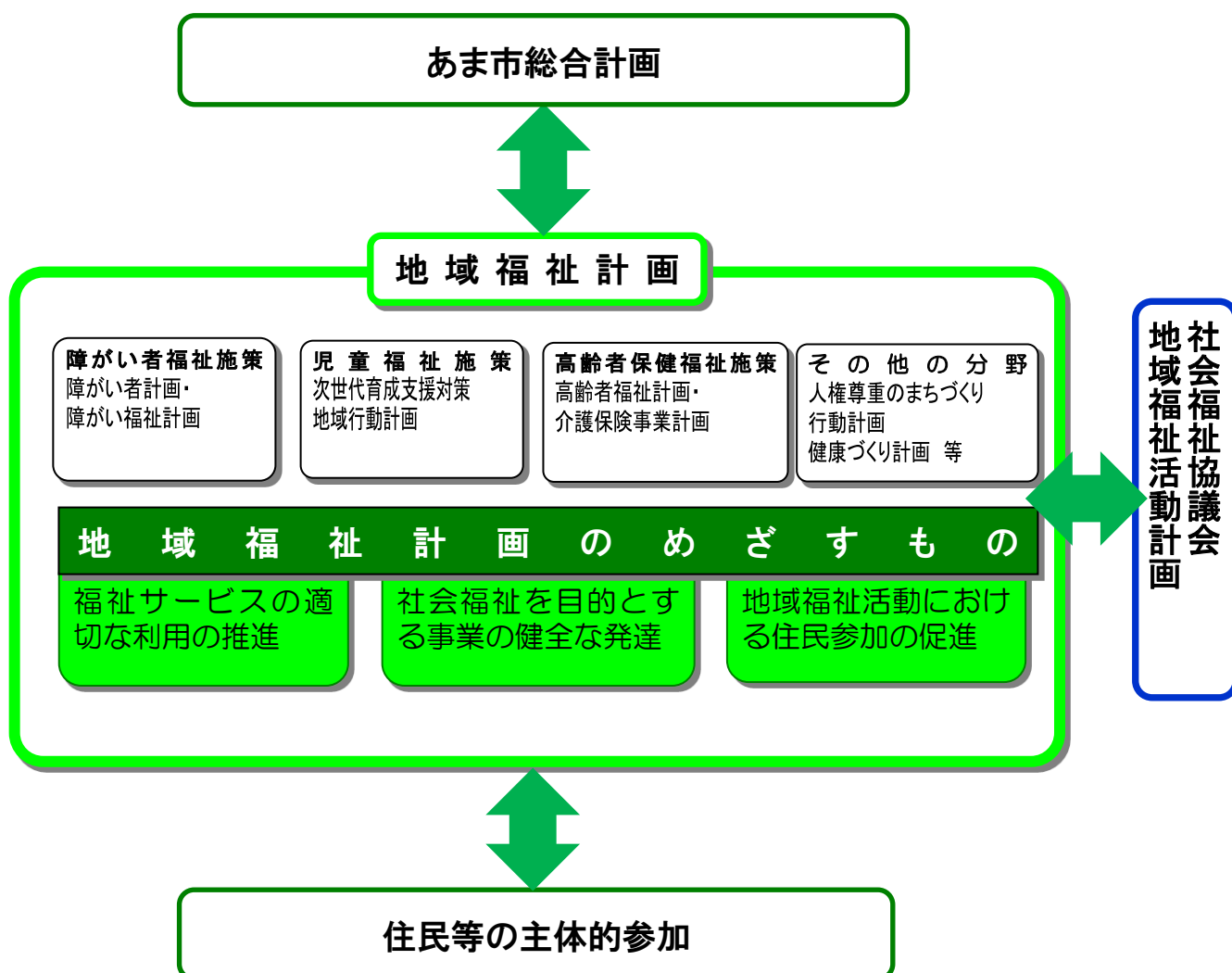
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

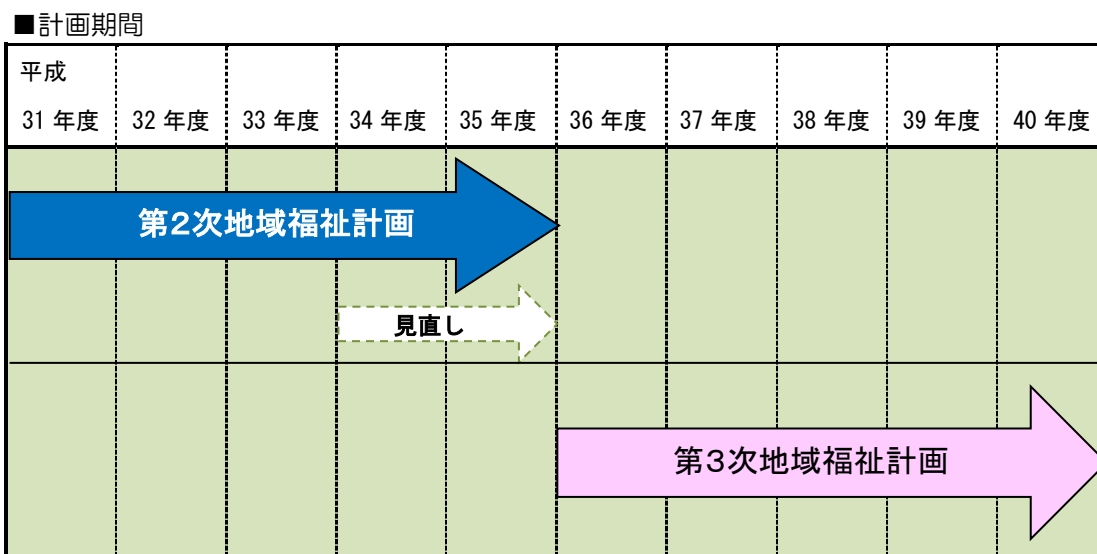
2. 総合計画及び個別計画との関係

地域福祉計画は、「あま市総合計画」を最上位計画とする部門別計画（下位計画）であり、生活関連分野のうち保健・医療・福祉に関連する個別計画と同列かつ横断的なつながりを持っています。それぞれの個別計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、関連分野との連携によって、さらなる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置づけとしています。



3. 計画の期間

「地域福祉計画」 5か年 平成31年度～平成35年度



4. 計画の策定体制

(1) あま市地域福祉計画策定委員会

保健医療・教育・福祉等の各分野からの代表からなる「地域福祉計画策定委員会」において協議します。

(2) 市民アンケート調査の実施

・18歳以上の一般市民3,000人を対象としたアンケート調査を実施します。

(3) ヒアリング調査

庁内関係課をはじめ、関係機関・団体等に、地域福祉に関する現行施策の状況や問題点、今後の施策方針等を把握するため、ヒアリング調査を行います。

5. 関連計画

(1) 本市の上位計画・関連計画

- ・「第1次あま市総合計画 2012～2021」（平成24年度～平成33年度）
- ・「第1次あま市総合計画（後期基本計画）」（平成29年度～平成33年度）
- ・（次期）「障がい者計画及び障がい福祉計画」（平成30年度～平成32年度）
- ・（次期）「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（平成30年度～平成32年度）
- ・「あま市子ども子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度） 他

(2) 国の関連計画

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

項目 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現



厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定(平成29年2月7日)
地域共生社会※の実現を目指す。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

(3) 県の関連計画

- ・愛知県地域福祉支援計画(あいち健康福祉ビジョン2020)(平成28年度～)

(4) 関連する法律

- ・「生活困窮者自立支援法」(平成27年1月施行)

○生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他支援を行うための所要の措置を講ずる。

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)

○成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る。